

議案賛否一覧				○：議案に対して賛成 ×：議案に対して反対								
議案	議案番号	議案名	概要	会派名 (下段は所属議員数)								
				自由風クラブ	清風クラブ	公明党議員団	日本共産党議員団	水士里の会	未来への風	無所属		
報告	報第4号	専決処分報告について (令和3年度三条市一般会計補正予算)	国の補助金を受け、低所得のひとり親世帯等に対し、生活支援特別給付金を給付するほか、嵐南公民館大会室の空調設備の入れ替えに要する経費について、必要な予算措置を行ったもの 補正額 7,611万2,000円 補正後の額 474億579万2,000円 専決処分日: 令和3年4月14日	総務文教常任委員会 市民福祉常任委員会	○	○	○	○	○	○	○	承認
報告	報第5号	専決処分報告について (令和3年度三条市一般会計補正予算)	新型コロナウイルス感染症に罹患した者と一定の接触があった職員等に対しPCR検査を行うとともに、停電時に新型コロナウイルススワクチンの一時保管等を行う可搬型冷凍庫を購入するほか、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家の一部除却に要する経費について、必要な予算措置を行ったもの 補正額 1,970万6,000円 補正後の額 474億2,549万8,000円 専決処分日: 令和3年5月13日	総務文教常任委員会 市民福祉常任委員会	○	○	○	○	○	○	○	承認
人事	諮第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	人権擁護委員若林誠さんは、令和3年9月30日に任期満了することとなるので、その後任委員候補者として、若林誠さんを推薦するもの 委員の任期: 3年		○	○	○	○	○	○	○	同意
議員発案	議員発案第1号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元に係る意見書の提出について	学級規模を30人以下とし、義務教育費国庫負担割合を復元するよう要望する意見書を提出するもの 提出先: 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣		○	○	○	○	○	○	○	原案可決
請願	請願第14号	30人以下学級実現及び義務教育費国庫負担制度の復元を求める請願	学級規模を30人以下とし、義務教育費国庫負担割合を復元するよう要望する意見書の提出を求めるもの	総務文教常任委員会	○	○	○	○	○	○	○	採択

**Check! 大綱質疑**

6月定例会では5会派が大綱質疑、1人が質疑を行いました。

**1号 議第 副市長の選任について**

**Q** 若山副市長は三条市の行政職のキャリアを買われて平成29年7月に國定市政の下副市長に就任された。昨年11月に滝沢市長が就任後も副市長職を継続されている。

**A** 「市役所企業を変える」を標榜されている市長。

滝沢市政になり、市の職員は若干の変化の兆しも見られるようだが「新しい酒は新しい革袋に入れねばならぬ」という原理原則がある。

昨今は副市長職を「公募募集」する自治体もある時代である。

「行政経験」に固執することなく、あらゆる視点から「市役所改革」に取り組む必要があるのではないか。

「行政の定石」に縛られることなく「市民のため」「市民本位」の行政が必要と考える。

市長の認識と見解はいかがか。

**A** 若山副市長は豊富な行政経験を有し

ており、三条市政のことなど各般に精通している。また、長年の行政経験で培ったさまざまなネットワークを有しており、そうしたことを総合的に考え私自身が適任と考えた。

市役所の改革については、副市長のほか市職員の考えを聞きながら、私自身が最終的に判断し、責任を持って進めていく。

**7号 議第 三条市税条例の一部改正について**

**Q** 個人市民税および公的年金受給者について、今回の改正で何が変わり、影響額はどうか。

**A** 改正は、扶養控除対象の扶養親族のうち30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則除くもの。個人市民税均等割、所得割の非課税限度額についても、国外居住親族の数から対象外の扶養親族を除外するもので、この改正により課税対象者が増えるが、現時点で年齢など必要な情報がないことから影響額の算出はできない。



**INFORMATION! インターネット中継 & アーカイブ映像あります!**



**インターネットで市議会の模様を配信しています。**

スマホかタブレットでスキャン!



**10号 議第 三条市家庭的保育事業等に関する基準を定める条例の一部改正について**

**Q** 三条市家庭的保育事業で、電磁的記録により作成された記録の保管方法と記載された個人情報等の安全性はどうか。

**A** 電磁的記録によって作成されたデータは各施設ごとに保管され、セキュリティ対策は各施設において当然に対策が講じられているものと捉えているが、監査の際に任意の項目として確認していく。

**11号 議第 三条市都市公園条例の一部改正について**

**Q** 事前の調査では何社から提案があったのか。

**A** 事業者の参加意欲、競争性を阻害する懸念があり示せない。

**Q** 公園の設置・運営についての方向性を伺う。

**A** 両市で都市公園として設置・管理を事業者に行わせる。

**Q** 公園整備に公的資金は必要となるのか。

**A** 民間事業者の収益により整備、維持管理を行う。

**Q** 使用料収入の按分について問う。

**A** 今後協議し決定する。

**14号 議第 令和3年度三条市一般会計補正予算**

**Q** ふるさと三条応援寄附金事業における返礼品の魅力向上に向けたマーケティングに携わる人材を採用するとして、特任専門員報酬や確保コンサルト業務委託料などが計上されているが、具体的にはどのような業務を行い、どのような資格、要件が必要と考えているのか。

**A** マーケティング特任専門員の具体的な業務、資格、要件等については、三条市の特産品における新たな販路開拓に向けた業務を行う。具体的には、三条市の返礼品やふるさと納税制度に関する分析を行い、ふるさと納税制度という市場において選択される寄附額等の設定や各企業等を訪問し、新たな返礼品を掘り起こしていただくなど、寄附金増に向けた新たな方策を検討し実施する。